

## 經濟史再考——前近代社会を中心に——

網野善彦

伝統ある日本經濟史研究所の研究会で報告する機会に恵まれ、いろいろ教えていただきましたと思つて七月にはたいへん緊張して用意をしていましたが、台風で流れてしまい、それからは何となく緊張が緩んで、新しくノートを作りなおす気力もないまま今日を迎えてしまいました。

お送りした資料も何をお送りしたか忘れてしまつていゝような、不手際な状態で、本当に申し訳ございません。

日本經濟史というと近世、江戸時代ぐらゐから話が始まるのが普通ですが、私は近世・近代については全く不勉強な状態で、近世初期のところまでは、多少考へていることもありすが、それ以降については全く素人同然なので、今日はいろいろ教えていただけたらと思つて楽しみにして

まいりました。これから勝手なことをいろいろのべますので、厳しくご批判をいただければと思つています。

最近、世の中がたいへんに大きな転換をはじめるところとは確實だと思ひます。その中でこれまで、私が若いころに頭の中に刷り込まれた經濟史の基本的な常識が、みな根本から崩れつつあると考へざるをえなくなりました。

たとえば、私の若いころには、自給自足經濟から商品貨幣經濟への發展、あるいは狩獵・漁労・採集經濟から農業・牧畜の段階、さらに工業化、産業經濟への發展というとらえ方が広く行われていました。こういう發展段階論がもはや実証的に成り立たなくなつたのではないかと思ひます。

つまり、農業・牧畜のほうが狩猟・漁労・採集よりも進歩している、あるいは農業・牧畜の段階よりも工業生産の段階のほうが進歩しているので、農耕・牧畜の段階が先進的で、狩猟・漁労・採集の経済は後進的であるというようなどらえ方、これも我々がいままで常識としてきた考え方だと思つたのですが、この見方自体がすでに完全に破綻しているのではないかという感を最近強く持つようになってきました。

つまり、人間の進歩とはなにかということ自体を根本的に考え直さなくてはならない時代に入ってきていると思つたのです。昔の人間は無知で、愚かで、貧しく、苦しんでいたので、生産力の発展によつて次第に豊かになり、賢くなつてきたというたらえ方、非常に通俗的にいいますと、こういうたらえ方が、私自身の頭の中にもどこかにあつて、それが社会の実態をとらえるうえで、大きな障害になつてきていると最近はつくづく思つてゐるわけです。

実際、縄文時代の遺跡の発掘を見ますと、そこで農業が行われていたかどうかなどの議論とは別に、自然に対する人間のつきあい方の点で、はたして現代と縄文時代とどちらが人間は賢かつたかということを考えざるをえないよう

な問題がいろんな形で出てきました。そういう点からみても本当の進歩とは何なのかを真剣に考えなくてはならない時期に入つてきたといわざるをえなくなつてきたわけですから。それとともに、マルクス主義史学の中で定式化されてきたアジア的、奴隸制、封建制、資本制という発展段階についても、一つ一つ考え直す必要が出てきたと思ひます。

たとえば、封建社会について申しますと、私は若いころ「封建制度とは何か」という愚劣な論文を書いたことがあり、生きてゐるうちにこれを書き直さなければいけないと思つて最近いろいろと考えているのですが、これまでは農奴にせよ小農民にせよ、農民に対する領主・地主の支配が封建社会の基本的な生産関係だととらえられており、商品経済の浸透による農民層の分解を通じて資本主義が形成されてくるというたらえ方が、発展段階論の基本にあつたと思ひますが、その大前提自体が、事実として崩れたと思うのです。たとえば日本に即して見ますと、この見方は前近代の社会を、人口の八〇%から九〇%を農民が占めてゐる農業社会ととらえる見方が前提になつてゐると思つたのです。この前提自体が誤つており、実態からかけ離れてゐるのではないかと考えていますので、まず、そのへんの疑問

についてのべて、教えていただければと思っています。

ごく最近の経験ですが、愛媛県の二神島の調査に行く機会に恵まれました。実は四〇年前、私が若いころに二神家の文書を拝借し、その文書の一部が借り放しになっていたのを、七、八年前にお返しに行ったのが新しいきっかけになり、神奈川大学日本常民文化研究所が本格的に調査しようということになり、近年、たびたび伺うようになっていのです。二神島は小さな島で、江戸時代の石高が八二石ぐらいだと思います。明治初年の戸数が一三〇戸で、江戸時代の中期ごろ、四五〇人から五〇〇人ほどの人口があったといわれています。石高八二石を約一三〇戸で平均してみますと、一戸当り六斗三升ですから、一反にもならないぐらいの、ごくごくわずかな田畑しかない島です。海岸に家が密集しており、日本列島の海辺や島々に見られる典型的な海辺の集落、海村であり、その一角に二神氏という、「海の領主」が居をかまえ、「海賊」とも言われ、中世以来の文書をずつと持ち伝えていきます。そして密集した海辺の集落をはさんで二神家と城山があり、城山は湾を出入りする船に対する二神氏の見張所、警固所であり、海城だったと考えられます。

その二神氏の墓地が、二神家から谷をはさんで少し離れた山の斜面にあるのですが、調べてみたところ系図の名前とお墓の銘文とがすべて合致します。この墓石は江戸時代のいつごろのだれの墓かがよくわかるのです。その上、二、三段目ぐらいのところに五輪塔の頭が見えます。二神氏が長門からこの島に入ったのが鎌倉末期だと推定されているのですが、どうもそのころのものらしい五輪塔があるというので、去年、お墓の整理という名目で多少調査をさせていただきましたところ、五輪塔が続々と姿を見せてきましたので、そこは鎌倉時代から現代まで続く二神氏のお墓があったところだということが判明しました。

そういう面白い問題がいろいろあるのですが、その調査にかこつけて二神島に何回か通い、結局二神家の文書は神奈川大学がいただくことになり、現在神奈川大学の所蔵ということになっていますが、それ以外にも古文書をお持ちのお宅が何軒あります。

ここにおいてになっている酒井亮さんも確かおたずねになったことがあるはずの、村上宗一郎さんという大阪から大分まで瀬戸内海を縦横に活動された魚商人として知られており、村上水軍の流れをくむという伝承をお持ちのお

宅も古文書をお持ちです。これは愛媛大学できちんとした

整理をしておられるのですが、一応拝見して勉強しようと思ひ、お宅で見せていただいたところ、大体は商業関係の仕切、帳簿でしたが、一冊だけ壬申戸籍の草稿が残っていました。ご承知のように、壬申戸籍の原本はいまも我々は簡単には目にする事ができないのですが、たまたま島でつくられたその草稿が残っておりました。人口の異動などを書き込み、その後も島で使っておられたらしい形跡もあり、非常に面白いものだと思つて見ていましたところ、村上さんのお宅の戸主の頭に「農」と書いてあるのです。一昨年いきましたときにはそれだけを見て「お宅は農業をやつていらつしゃつたんですか」と聞きましたら、「それは少しは畑を耕していたかもしれないけれども、ご覧のとおりのお商売ですよ」というお話でした。

それを見て「おや」と思ったのがきっかけだったので、今年の三月の調査ではすべてをゆつくり見せていただくと思ひ、改めて伺つてその帳簿を全部繰つてみたのです。由利島という二神島の属島の三軒も同じでしたが、本島の一三〇軒のうち、寺が一軒、一軒だけ、多分書き落として書いていない家がありました、一二八軒の全部が「農」

と書いてあるのです。

二神島は、先ほど申しましたように、一戸平均、一反の田畑もないぐらいの島であり、一見して農業は副業で、漁業や山仕事、海による交易が主たる生業であることは、現地に行けばすぐにわかります。ところが島のすべての家に「農」と記載してあるのです。これを見て私は本当にびっくりしてしまいました。もし研究室にこの帳簿を持つてこられたら、私も多分この島はたいへん農業の発達した島だろうと思ひ込んだに相違ないのです。

そこで帰つてから、新見吉治先生の『壬申戸籍成立に関する研究』（日本学術振興会、一九五九年）を買つて見ましたところ、壬申戸籍のマニユアルで、職業区分は農工商、雑業となつており、百姓・水呑を「農」と表現するということになつていたようです。まだ綿密に読んだわけではないし、あの本の中にそれほどたくさん事例が出てくるわけでもないので確言できませんが、士農工商の区別で職業の欄は書いてあるようで、漁民という職業の分類はない形式でつくられた形跡があるのです。

その経験をしてから研究所に帰つて、たまたま伊豆の白浜、海女のいる典型的な海村と言うべき、田畑のほとんど

ない白浜の明治一五年（一八八二）の戸籍を調べてみましたところ、数は数えていますませんが、二神よりもずっと人口の多いこの集落でも、一軒だけ鍛冶かじがいたように思いますが、あとは全部「農」という表記しか書かれていませんでした。

もちろん明治政府はこれ以外に、職業、産業のいろいろな調査をやっておりますし、戸籍だけで社会のすべてをとらえていたわけではないと思います。また戸籍がどこまで利用されたかについても改めて考え直してみる必要があると思います。少なくとも、研究者が現地を調査もしないで研究室でこの帳簿だけを見たら、確実にたいへんなまちがいをしたに相違ないと私は思いました。

百姓イコール農民という前提のもとに、壬申戸籍はつくられたのではないだろうかと考えざるを得ないのですが、単に支配者だけがそう思っていただけではなく、地元ぢもとの草稿をつくる人々もそう書くことに、あるいは抵抗がなかったのかもしれない。しかし明治の段階でも自分の戸籍に「農」と書くことについて、地元の方たちは本当に私たちの生活を表現していると思っただけかどうか、かなり疑わしいと思うのですが、それにしても「農」という表現

が広く残っていることを考えますと、地元でもそういう表現をすることが不自然でなくなっているという状況が、あるいはあったのかもしれない。

しかしそうなると、二神島の人たちの生活を本当に支えていた、漁業、山仕事、商売は帳簿上から全部切り落とされてしまうことになります。このゆがみが近代の政治あるいは経済の政策に、あるいは研究者の研究に、影響がないとは絶対に言い切れないと私は思います。実際、古島敏雄先生は壬申戸籍にもとづいてつくられた政府の公式の職業別人口構成を引用されています（『産業史』Ⅲ、山川出版社、一九六六年）。それは農七八％、工四％、商七％となっており、古島先生はこの「農」に漁業・林業が含まれているだろうと、的確に推測されながら、やはりこの数字に「示されるところは全産業に占める農業の圧倒的地位を示す」と結論されている点からみて、先生すらこの数字にだまされておられることは明らかです。我々自身、こうした見方の影響の中でものごとを考えてきたと考えざるを得なくなってきたわけです。

私は、近代の勉強は何もしていませんけれども、江戸時代については、多少は生の史料を見る機会があり、これも

至るところで言いまくっていますので、お笑いになる向きもあろうかと思うのですが、壬申戸籍のように百姓を農民としてしまうのは事実と全く異なっており、この見方により日本社会の理解にたいへん大きな誤りとゆがみが生じたのではないかと思えます。これは神奈川大学日本常民文化研究所の仕事で、時国家という奥能登の調査をしているうちに気がついたのです。

江戸時代についても、素人同然ですからいろいろなこととは言えないのですが、この調査は、やはり研究所が借り放しにした上時国家の古文書を返しに伺ったのがきっかけで、始まりました。しかし、新しく古文書を発見し、それを改めて整理することになったので、一度きちんと勉強しようということになり、刊本になっている『奥能登時国家文書』を読むことになりました。中世の研究者は普通にとやっています、文書を一点一点、声を出して読むなどということは、私と一緒に調査した神奈川大学の大学院の近世専門の諸君ははじめての経験だったようです。しかし、私は中世流のやり方をおしつけて、近世文書を一点一点読み、この言葉の意味はどういう意味だ、これはどう理解したらよいかなどを近世の専門家に聞きながら研究会をつ

づけました。

実際私にはわからないことがたくさんあり、「切手」「人代」あるいは「あせち」「むえる」などの言葉の意味は何だというようなこと言いながら、勉強していったのですが、その過程で、時国家は農奴的な大経営を営む、多くの下人を駆使する豪農というこれまでの「常識」が全く誤っていたことがわかりました。

これもあちこちでふれたことですが、時国家は江戸時代のごく初期から松前と取引をするような大船を持っていたことがわかってきたのです。また鉛の山を見つけてその経営に手をそめはじめ、塩浜の経営も手広くやっており、山では炭を焼いていたこともわかってきました。下人と言われている人たちの中にも、関口博巨さんが研究を発表しておられますが、いままでは普通、奴隷あるいは農奴と考えていたのですが、その中に船の水手になった人がたくさんいたことは確実であり、塩浜を経営できる塩師という人や、鍛冶や石工の技術を持っている人、桶結いなど非常に多様な下人がいたことがわかってきました。しかも「弟が佐渡にいるので、弟に会いに行きたい」という許可を求めている石見出身の下人もいたのです。少なくとも

時国家を豪農、農奴主的な大経営と考え、下人を奴隷・農奴と考えたのでは絶対に理解しがたい事実につきあたったのです。さらに勉強しているうちに、時国家の一〇〇両の借金返済を援助している、大きな廻船人と推定される柴草屋という屋号を持つ商人が、江戸前期に能登の水呑を表現する「頭振」という身分に位置づけられていることが史料ではっきり証明されました。

そのことを知ったとき、みなたいへんおどろきました。なぜ大金持ちの柴草屋が水呑なのだということが研究会で大分議論になったのですが、結局「この家は土地を持つ必要がないのだ」ということに思い当たり、「ああ、そうか」ということになりました。単純なことだったのですが、それではじめて疑問は解けたのです。しかし、大金持ちの水呑がいるということは、私自身はもちろん、私と一緒に勉強していた近世の研究者は、みな、ショックだったようです。

次に曾々木の頭振四人が「今年は飢饉で飢えたのでお救い米をいただきたい」と願ひ出ている願書がでてきました。延宝のころの文書ですが、一見するとこれは窮乏した水呑、貧農が飢饉になってお救い米をもらわなければなら

なくなつたのだと見える史料ですが、その頭振を逐一調べてみますとみな船持ちで、決してそれほど貧しいとは考えられないのです。つまり、米がなくなつて飢えるのは、まづ米を買って食べている人たちが、つまり都市的な人たちなのだということがわかってきました。

そういう方向で勉強しているうちに、能登半島の奥能登二郡の前田領の各村の村高と家の軒数、負担している課役を全部書き上げた享保二〇年（二七三五）の附込帳という帳簿が、中谷家に伝わっており、その筆写本が研究所にあることがわかりました。一緒に仕事をしている田上繁さん、泉雅博さんがその集計をしてくれたのですが、その結果、泉さんが『史学雑誌』（二〇一編一号）に「近世北陸における無高民の存在形態」という論文を発表されたように、こういう村をみつけたのです。

その村は、人口の七一％が頭振、水呑であり、二九％の百姓の平均石高は三、四石という集落ですが、戸数は六〇〇戸以上もあるのです。一見、おそろしく貧しい村に見えますが、これは奥能登最大の都市輪島の人口構成なのです。輪島の江戸時代の人口構成はこういう形で制度上は表記されていたのです。同じように奥能登の海辺の頭振の多

い村を書きあげた表を泉さんがおつくりになっていますが、それらはみな都市と言ってもいい集落です。例えば、宇出津はいまもうなぎの寝床のような京風の家がズラツと並んでいるところですが、これも頭振が八〇%近くおり、さらに江戸初期に形成された新町は頭振一〇〇%という集落でした。

私も奥能登にいったばかりのころは、奥能登は貧しい地域なのだと思っていました。能登の方がた自身が「能登は田畑が少ないですから、たいへん貧しくて、「能登乞食」などという言葉もあります」などということをおっしゃるので、最初のうちは私もそれを真に受けていたのですが、これは全くの誤りであつたことがわかりました。確かに頭振が非常に多いので、教科書的な常識で、水呑＝貧農とすれば貧しいところだと思ってしまうのです。しかし「能登乞食」も「伊勢乞食」のように商人の謙遜の表現、あるいは商人を賤しめて言う言葉と通じており、じつは江戸時代の奥能登は田畑を持つ必要の全くない都市民が多く、商業、金融、動産の面では江戸時代の奥能登は非常に豊かなところだと、考えなくてはならないと思います。

それは、真宗の寺院の大きさを見てよくわかります。

加賀よりも能登のほうがお寺の規模がはるかに大きいのです。金沢で真宗の関係者に伺つたのですが、「能登のほうがお寺は大きいですよ」といわれていました。能登の方に聞くと「真宗のお坊さんはがめつゝいから、百姓からたくさん寄付を取り上げて大きな寺をつくつた」などということをおっしゃる方が本当におられるのですが、そうではなく、これが奥能登の経済力の大きさ、豊かさを物語っていることはまちがいないと思うのです。

この奥能登の場合は一つの事例ですが、我々のこれまでの江戸時代の社会に対する見方の偏りがかなり大きいことを、この事実はよく物語っていると思います。しかし私がこういうことを言うと「能登は例外だ」というお答えが近世史の専門家からは返ってきます。

しかし、本当にそうなのだろうかと私は考えます。能登半島のような地形は日本列島のどこにでも見られる地形であり、山が海に迫って耕地があまりない地域は、半島や島にふつうにみられます。むしろ現在我々が水田地帯と言っている地域はほとんどが江戸時代以降の開発だと思えます。

全国状況を定量的に調べることはとうていできません

が、輪島の場合も鳳至町村について、天保のころの百姓・頭振のすべての職業がわかる史料がありますが（泉雅博「新しい歴史解読の視座を求めて」神奈川大学評論叢書2『歴史解読の視座』、御茶の水書房、一九九三年）、それを見ますと輪島の百姓、頭振の中に、農人はゼロです。また頭振の中でも日傭の数はそれほど多くありません。廻船人、素麵の職人や商人、あるいは塗師、木地師、漆器商人が圧倒的で、船持、問屋から、髪結い、桶屋のような職業の人たちでほとんどが占められており、輪島の場合、農人と言える人はいないと思います。

また『防長風土注進案』には、百姓・門男（間人）の職業が分類されていますが、中世、竈戸関といわれた、上関について見ますと、ここは地方と浦方に分かれており、地方の百姓三六軒のうち農人が一九で、あとは諸商人が一〇軒、廻船問屋などでした。また地方の門男（水呑）の、一三五軒のうち、農人が九八、これは割合に多いと思います。あとは商人二〇軒、船大工、桶結、漁師などになっています。さらに浦方の百姓の場合は八八軒のうち農人はわずかに一二で、あとは商人が五四のほか、船持などとなっております。門男は一九八軒のうち農人はゼロであり、あ

とはすべて商人や船大工などの人々です。

これは室津でも同じで、室津の浦方は、百姓八三軒のうち農人がわずかに四軒、六七軒が商人です。しかし『防長風土注進案』をずっとみていきますと、内陸部は農人の比率が非常に高くなります。ですから、統計上で数を見るとやはり農人が多いではないかともいえるでしょうが、それでは農人が何をやっているのかを少し立ち入って考えてみますと、揖保荘の一、〇九〇軒の中で、御倉入の七〇四軒のうち本百姓は二八〇軒、間人が四二四軒ですが、この本百姓二八〇軒のうちで二六七軒が農人、あと大工五軒、木挽き三軒が並んでいます。間人の場合も三八九軒が農人に分類されており、比率から言うと農人の比率が非常に高いのです。

ところがよく読んでみますと、軒別に田は平均二反二畝、畑は一反一畝程度しかないのです。それ故、ほかのいろいろな生業に従事していることが推測されるのです。実際このあたりは周知の木綿の生産地帯でありますし、海漁、船かせぎ、塩浜での製塩、さらに小商いをやっていると書かれています。そういう生業は農間稼として農人の分類の中に入ってしまう、独自には出てこないのです。

木綿も農業ではないかと、言われるでしょうし、養蚕も農業、果樹も農業とされ、養蚕農家、綿作農家、果樹農家という形で、みな農家と言われていますが、後でのべます通り、中世にさかのぼると養蚕や果樹と農業とは厳密に区別されており、養蚕も果樹も農業とは全く違う扱いを受けています。

実際、農業は土地を使う生業をさすとしてしまえば、みな農業といえるでしょうが、綿作をやつて木綿をつくる工程と、田畑を鋤き耕して米や麦をとる生業とは全く異質であり、これをすべて「農」という言葉でくくってしまうことに大きな問題があるのは当たり前のことであり、別に改めて言うまでもありません。しかし学術書を読んでおきますと「あつ、これは農民と言つていいのかな」と思うような場合まで、すべて農民と書いているという印象を持つことが江戸時代の経済史の本などにはよくあります。

私の友人の速水融さんは人口史の先端的な研究者ですが、彼の本を読んでいても「これを農と言つてよいのかな」と思うところがたくさんあります。実際、このごろ、私はうかうかと農民あるいは農業という言葉を使えなくなつてきました。実際さきほどのような方向で『防長風土

注進案』を綿密に研究してみるとは、大きな成果を約束するのではないでしょう。古島敏雄先生はお亡くなりになる前に『防長風土注進案』を改めて一生懸命勉強していらつしやつたようですが、いずれにせよ江戸時代史については考え直すべきことがたくさんありそうだと思います。

しかしそれはともかく中世についても、最近に至つてまだまだ私の考えが不徹底だと思つたことがいくつかありますので、それを史料に即して申し上げてみたいと思います。

百姓と農民が同じ意味でない私が考えましたのは、もちろん中世の勉強からです。それについては二〇年ほど前、岩波新書の『日本中世の民衆像』（一九八〇年）を書いたとき、中世の百姓は決して農民と言えないと強調しました。実際、「地百姓」という言葉が中世に出てきますが、これは都市民なのです。「地」は都市の土地のことを指しますので、中世では「地方」は都市のことであり、都市の土地の売券が「地一所」となつてるところからみて、都市の土地は「地」といわれたのですが、そうした「地」を持つている百姓を、地百姓といいます。ですからその実態は酒屋であり、陰陽師であり、都市民そのものなのです。これを「地百姓」と表現している事例をみれば、「百

姓」という言葉をみて、すぐ農民などと思うのは大間違いだということ、中世に即しては気がついていました。

しかし、江戸時代に関しては、その岩波新書で私は「江戸時代になりますとお百姓さんと言いますように、百姓は農民になります」などとしゃべっていました。それで一〇年前ぐらいから江戸時代も百姓は農民ではないことに気がついて、あちこちでしゃべっていましたら、「先生、昔は百姓は農民と言っているじゃありませんか」と学生さんから本を突きつけられ、「ああ、しまった」ということで、ある版からは補注をつけて「これはまちがいです」と書いておきました。しかし時すでに遅しで、その本はもう売れなくなっていました。実際そういう状況だったのでそれから決して偉そうなことは言えないのです。

中世については、その岩波新書でもふれたのでご承知の方もあると思いますが、百姓の負担している基本的な租税とも言うべき年貢——もつとも年貢が租税か地代かについてはいろいろ議論があり、畠に対しては地子が賦課されています——百姓の基本的負担は、決して米が多数派ではないことに気がつきました。

たとえば伊予国弓削島荘について渡辺則文先生が広島大

学においでのところからすでに研究をされており、戦前も清水三男さんが塩の荘園として弓削島荘をとりあげておられるように、年貢が決して米だけでないことは、中世の専門家は薄々は気がついておりました。しかしある時点まで、専門家の書いたものでも、年貢は米、公事が山野河海の産物と表現している概説書がいまでも残っていると思います。

しかし、詳しく調べてみますと、中世の荘園・公領の年貢は実に多様で、弓削島荘は塩ですが、紀伊国阿氏河荘の年貢は絹です。しかし田地に対して絹が賦課されており、備中国新見荘の吉野村は「田地五丁四段卅代」に対して「段別五両」の鉄が賦課されて、「分鐵二百七十三両」となっています、こういう形で米以外の品物が賦課されている荘園・公領は、全国的に見ると米を年貢としている荘園よりもはるかに多いと言って差し支えないと思います。

尾張、美濃から東の中部・関東・東北の荘園は、ほとんど絹か布であり、米を出しているのは海寄りの遠江や駿河に例外的に若干ある程度です。北陸諸国には米を出す荘園がありますが、ここでも絹、糸が非常に多く、越後は荘園のほとんどが絹を年貢にしています。

西国でも、但馬国の荘園の年貢は基本的に紙で、米を出しているところはほとんどありません。また瀬戸内海の島の多くは塩を年貢にしています。

また新見荘のように鉄を年貢にしている地帯が、出雲、安芸、備中などの中国山地にみられます。その他、材木や樽を年貢とし、炭を年貢にしている荘園が中国・四国の山地にはたくさんあります。

厳密に定量的とは言えませんが、米年貢の荘園は海に面したところで、現物を運ぶのにたやすいと考えられた地域が主であり、しかも圧倒的に西国で、現在年貢の判明している限りの荘園の中で、多目に見て三八%しかありません。

これまで、弓削島荘について、我々は田地がなくて貧しいから、仕方なしに塩を焼いていると考えてきました。しかし決してそうではないのです。弓削島荘の塩を年貢としている百姓が、非常に早くから塩を売買していたことはまちがいないところで、実際、なかにはかなり豊かな百姓がいたと考えることが十分できると思います。

それ故、田地が少ないからやむなく製塩をしているのではなく、瀬戸内海には、弥生時代から塩だけを焼いている

島があり、こういう人たちを農民などとはとうていいえません。製塩民と表現してもよいし、塩だけではなくて、弓削島の百姓は船で交易のためにかなり広域的に動いており、漁労もやっていますから、海民といういい方もあると思います。

また鉄を年貢として出している新見荘吉野村の百姓も、やはり決して農民とは言えないと思います。あえて言えば製鉄民と言ったほうがあたっているかと思えます。

米以外の年貢を負担している荘園の年貢の納め方は、弓削島の塩の場合に非常によくわかります。ここでは田畠に塩が賦課されており、田地でとれる米や畠地でとれる麦は、恐らくそのまま百姓の手に残されるのではないかと思います。麦が「塩手米」「塩手麦」という名目で米・麦を百姓に前貸しして、利息はつきませんが、塩のとれる時期に塩で納めさせています。こうした塩手米は江戸時代までみることができません。

それが中世の早い時期、十三世紀から見られることがはっきりわかりました。代官はそのときに証文を取り、来年の夏に塩が焼きあがったときに塩で納めさせ、もし納められなかったときには、子どもを身代に出しますという約

束を百姓にさせています。

こう考えてきますと、年貢とは何なのだろうという問題がでてくるので、年貢は負債と同じ意味を持つているようにみえます。実際、年貢を出す際の証文は、借用証文と同一系統の証文なのです。いずれにせよ、そういう証文を取って、米を先渡しして塩を納めさせるというやり方をしています。

同じように、新見荘の場合にも「鉄手米」を、先渡しして鉄を納めさせる、証文のやりとりがあつたに相違ありません。美濃国では田地一丁別に絹二匹、隆奥国では田地の段別に金若干という形で、田地に非水田的な生産物が賦課される形が非常に広く見られるわけです。

但馬国はみな紙ですが、これも田地に紙が賦課されておあり、この地域の百姓は、農業よりもむしろ製紙業が主であつたと考えたほうがよいのではないかと思ひます。少なくとも同じ比重の生業と考えるべきで、農民と言うより製紙民といった方がよいと思ひます。これを農民というのは先ほどの二神島の人々を農民と言うのと同じ偏りを確実に生み出してしまふと思ひます。

こう考えてくると、中世社会を農業社会と言つてよいの

かどうかについても大変に疑問が出てきました。そのうえで、少し広く目くばりして、中世の荘園・公領の実態を丹念に調べてみますと、さらにいろいろなことがわかつてきました。例えば、阿氏河荘では文永一〇年（一二七三）に検注が行われましたが、田地の検注目録がつくられており、田地に対して絹が年貢として賦課されていたことがわかります。

阿氏河荘は、「ミミヲキリ、ハナヲソギ」という片仮名の百姓等言上状がある、著名な荘園で、高校の教科書にも出ており、かつては地頭に抵抗した百姓の動きを「農民闘争」などといったことがあります。しかしこれは全く不正確であり、阿氏河荘は絹だけでなく材木の産地でもあり、百姓は材木を川に流して、和泉から都まで運んでいることがわかりますし、現地に材木がないときには百姓は材木を買つて納めるということすらやっています。

ですから桑に対して賦課される桑代として、阿氏河荘は材木を出しており、年貢は絹ですが、山の荘園の性格を極めて強く持っているところです。その田地以外の検注目録があります、まず在家―百姓の屋敷の数が検注されています。

もちろん国衙領でも同様で、中世の国衙には田地についての  
大田文、畠についての畠文と在家に関する在家帳があつたことが  
確認されています。

在家に対しては、在家役が賦課されています。これが公事  
の中心であり、若狭国太良荘の在家役は糸と綿、そして若狭名産  
の椎などが在家役として賦課されています。さらに夫役として  
京都や鎌倉に地頭が行くときの人夫、京上夫、坂東夫、あるいは  
房仕役といつて現地に代官のいるときの台所の炊事のような課  
役が在家に対する在家役として賦課されています。

いままで公事は山野河海の産物だと言われており、たしかに  
在家役には米や麦はありません。さらにこの目録によつて畠が  
検注されていることがわかりますが、麦が畠地子として徴収され  
ていたことは確実です。そしてそれに加えて非常に重要なこと  
は、桑と柿と栗林と漆が検注されていることです。これは決して  
例外ではないので、桑は古代から本数を調べるものが律令によつて  
規定されています。弥生時代に養蚕の技術が日本列島に入つて  
きますが、養蚕は広い範囲にわたつて行われていたようです。

それに応じて律令国家は、広く栽植されている桑の本数

を調べて、国ごとに桑の本数の総計を出し、漆と合わせて桑漆帳  
という帳簿をつくつていたことまではわかっています。ただ桑漆帳  
の現物は残っていません。

阿氏河荘では、検注によつて、桑が仟捌佰玖拾本あつたことが  
わかります。桑の検注は全国的に広く行われており、これは例  
外ではありません。桑は当然養蚕を伴い、蚕を養つて糸をとり  
絹を織ることになりますが、これまで、絹は貢納のためだけに  
織られており、絹はぜいたく品であり、百姓は着るはずがない  
ので、調、庸として都に納めさせるために百姓に桑を植えて養  
蚕をやらせていたのだというところがさされてきました。

実際、発掘で出てくる織機の中には幅の広い織物を織る機が  
出てくるので、百姓が一軒一軒織機を持つていないという考  
え方で研究が行われており、百姓の衣類は麻の布で、絹など  
は百姓の着る着物ではないというのがこれまでの通説だと思  
うのです。

ところが、桑が検注されていることに気がついて、桑がどの  
くらいあるかを調べてみると、とうてい貢納だけで済むよう  
な本数ではありません。たとえば、『類聚三代格』に出てくる  
弘仁八年（八一七）の官符に伊勢国の二郡が伊

勢神宮の神郡になるので、国から伊勢神宮に移管されるべきの国側の帳簿がのせられており、そこに各郡の桑、漆の本数があげられています。それを見ると多気郡の桑の本数は、一三万六五三三本という膨大な数に及んでいたことがわかるのです。

度会郡も五万八四五〇本の本数の桑が計上されていますが、多気郡一郡で一四万本弱の桑が植えられているのです。そこからどのくらいの絹がとれるか私にはわかりませんが、ともあれ、これだけの桑で養われた蚕からとれた絹が、貢納品だけに使われているとは考えられません。そのくらい膨大な桑が植えられていたことがわかるので、少し目を広げて桑の検注を調べてみますと、桑の検注は全国の莊園・公領の至るところで行われていると言つてよいぐらい広く見られます。

もちろん絹は貢納品にはなりません、貨幣の役割もかなり古くから果たしており、絹で土地を買うことは伊勢国で平安時代に確認されています。米と絹は貨幣になつており、交換手段になるとともに、価値基準にもなりますので、いろいろな生産物を絹で評価し、絹何匹に相当するといふ換算をやっています。米も同じですが、このように貨

幣の機能も絹は持つておりますし、おそくとも一三世紀以前に百姓の女性は絹の着物を着るようになっていたと私は思います。

農文協の『日本農書全集』四七巻の養蚕書の月報に「百姓の着た絹小袖」という短文を書いておきましたが、百姓が絹の小袖を持つていた事例は鎌倉時代になれば見つかることができます。

先ほどあげた伊予国弓削島莊の小百姓に清左近という人がいます。小さな百姓というといかにも貧しそうに見えますが、この小百姓が鎌倉時代後期、正和五年（二三一六）ごろに持つていた財産の中には絹小袖がみえ、牛一〇頭、下人五人、その他家内雑具などたいへんなものがあつたと言われています。

その他、小袖を百姓が市場に持つていつて売つていくケースもありますし、絵巻物を見ても、福岡の市が『一遍聖絵』に出てきますが、この市に物を買いきていている女性が着ているゾロツとした感じの着物は麻ではなく絹ではないかと思えます。

このように上等の絹ではないと思うのですが、百姓の女性もハレのときに絹を着ていたに相違ありません。そんな

ると桑、養蚕は古代、中世を通じてふつうの人の生活に重要な意味を持っていたということができません。そうした関心から探してみると、鎌倉時代まではかなりの史料を見出すことができます。これについては、神奈川大学日本常民文化研究所の紀要『歴史と民俗』一四号(平凡社、一九九七年)に「日本中世の桑と養蚕」というつまらないものをまとめて発表しましたので、ご参照いただければ幸いです。

このように養蚕が百姓の生業の中で極めて重要な意味を持つていたからこそ、国家も桑の本数を調査して、それに税金を賦課しているのだと思うので、弓削島荘でも桑の検注が行われており、「参佰漆拾参本」に「巳大木當定也」と注記があるように大木の桑に桑代くわしろが賦課されています。桑の検注は、本数を調べて、桑代をとるためなのです。

桑代についての研究はほとんどないのですが、調べてみると、当然桑に賦課されますので、絹、糸、綿が普通なのですが、弓削島荘は塩を桑代として出しています。一本別に一籠で、三三三本に三三三籠の塩が賦課されています。

ここに「加例六九一籠」とありますが、京都教育大学の西山克さんは六寸・九寸・一一寸という籠の大きさではないかと教えてくださいました。あるいはそうかもしれませ

ん。とすると籠の大きさのわかる非常に貴重な例になりますが、ともあれ桑代を塩で出しているのです。

阿氏河荘では桑の本別に材木一支を出していますので、桑に対する税も、田地に対する年貢と同じように、その地域の特産物で出していることがわかります。しかも、注目すべきは、桑を取って養蚕をしているのは一貫して女性であるということです。それほどたくさんさんの史料はありますが、いくつかの史料からこれはほぼ確認してまちがいないと思います。

ただ、高級な織物の織手は男であり、織部司や、内蔵寮などに属している織手は官位を持つ男性です。いままでその事実にもどわされて、養蚕の担い手に気がつかなかったのですが、普通の百姓の養蚕はすべて女性とみて間違いありません。

桑は大変な大木になるので、はたして女性が大木に登って葉が取れるのだろうかとは私は疑問を持ったのですが、江戸時代の養蚕書の中にも女性が桑に登って葉を取っている絵があり、『日本霊異記』という奈良時代の仏教説話集の中にも、河内のある豊かな長者の家の、若い女の子が桑の大木に登って桑を取っているところを下から蛇が見上げ、

女性が見えるので、登って行って女性につがってしまったため、それを離すのに、薬を飲ませたり医者をよんだり大変な苦勞をしたという話があります。

實際、大木に女性が登って桑をつんでいなければこのような話は出てこないと思いますが、もう一つ注目すべきは、著名な尾張国郡司百姓等解でも、鉞や鋤を持って働いているのは「農夫」、蚕を養っているのは「蚕婦」として、農夫と蚕婦を明確に対照させている点です。先ほど農業と養蚕とは違くと強調したのは、こうした例があるからで、古代・中世ではこの両者ははっきり区別されています。

『海道記』という鎌倉初期の紀行文学に、尾張に入つたところ蓬髪の女性が蚕簀という広いすのこのようなもので蚕を養っているのに対し、そばの畠では年寄りの男がつらそうに鉞を振っているという情景が描かれており、ここでも女性は蚕、男が農業ということになっています。

また、寺院の中に桑を植えてはいけないという禁令が見られます。これは、桑を植えると必ずその桑を扱う女性が寺の中に入ってくるので、禁制しているのだと思います。

駿河国の実相寺の院主代が、鎌倉時代の中頃、近くの蒲原宿の遊女を呼び寄せ、魚鳥を食べて酒宴をするので、寺

の衆徒たちがこのような院主代は困るといって糾弾しているのですが、この遊女も養蚕をやっています。このように養蚕と女性は不可分なのです。室町時代になるとこういう史料が少なくなることもあつて、私は不勉強なのでまだ確認していません。

しかし江戸時代の甲斐国の村明細帳を見ても、男は山にかせぎに行つて、炭を焼いたり薪を取つてきたりしていますが、女は蚕を養つて糸をとり、絹織物にしたりして、商人に売つて稼いでいるという記事が、定型的と言ってもよいほどに出てきます。

このように女性が養蚕をやっていたことは明らかですが、これまで養蚕農家などという言葉があり、百姓は農民であるとされてきたため、中世について我々は女性の大切な仕事としての養蚕を切り落としていました。こうした中世の百姓の養蚕については研究がないと思います。もしありましたら、教えていただきたいと思います。どうもこれまではやられてこなかったようです。

百姓は農業、農業は田畑ということで、これほどに桑がたくさん植えられているにもかかわらずこの問題について、我々は見落としてしまつていたのだと思います。こう

した見落としが、江戸時代にならないと言い切れるのかどうかについても、ぜひ教えていただきたいと思うのです。

しかし、こうした木綿あるいは養蚕は江戸時代になると「農人」の農間稼とされるようになっていきますが、これは狭い意味の農業とは厳密に区別して考えるべきで、中世の女性とは自分でつくった絹を市場に持って行って売っており、絹や綿の商人はすべて女性です。それ故、女性は動産については確実に自分の権利を持っており、ルイス・フロイスが日本では妻が夫に金を高利で貸すなどといっておどろいていますけれども、これは十分にあり得ることで、自分でつくり市場に持って行って、相場を見て売って、かせいできた金を、只で男に貸すものか、ぐらいのことを日本の女性はしていたに相違ありません。

明治以後の製糸工場で働いているのがすべて女工であったことも、単純に低賃金労働だから女工だったというだけではなく、製糸は女性だけの職場で、男は入れないのです。ですから『女工哀史』も『あ、野麦峠』も男の目から見た女工の実態であり、男の入れない世界で女性が何をしていたか、そう簡単にはわかりません。もう少しちがったとらえ方も、ありうるかもしれないと思うのです。

それはともかく広範に行われた養蚕を、我々は十分に頭に入れておく必要があるので、重要なことはこうした非常に広い絹織物の技術、百姓的な技術が底辺にあり、その頂点に西陣のような優秀な織物が織られているわけで、こうした構造を、すべての産業について考えなければならぬと思うのです。

そういう視点で漆についてふれてみますと、阿氏河荘では漆は少ししかありませんが、漆も本数が検注されており、備中国新見荘については、漆だけの検注名寄帳があり、百姓名ごとに漆の本数が調べられています。新見荘の場合、漆は八一五五本あり、一本に一匁一才五厘の漆を百姓が負担しております。百姓が漆をかいているのです。

これは現物で納められ、現地で塗師と轆轤師がそれをつかって漆器をつくっている例もありますが、大部分は都に現物で運ばれ、この荘が東寺領になってから、東寺の供僧は新見荘から送られてきた漆を京都で塗師に渡して漆器をつくらせています。いずれにしても百姓的な漆掻が行われていたことはまちがいありません。

三内丸山の遺跡ではおどろくべき量の、また高度な技術による漆器が発掘されていますが、中世でもやはり普通の

人が漆器をつくっていたのではないかと思えます。一四世紀の伯耆の美徳山領温谷別所で百姓が田地段別五〇枚の合子という木器を年貢として負担している事例がありますから、簡単な木器でしたら、百姓もつくっているわけで、それに自分で掻いた漆を塗り、市場に持って行って売った可能性は十分にあります。

そういう百姓的な漆器を基盤として、美術品にもなるような漆器をつくる高度な技術が、大陸や朝鮮半島とのかかわりで、導入されたと考える必要があるのではないかと思うのです。漆は中世では北陸、山陰に非常に多く見られますが、そこだけでなく、どこでも漆の本数が検注されていますので、漆器も各地で広く作られたと思えます。

また栗林が阿氏河荘で検注されていますが、栗林だけは何町何段と面積が調べられています。播磨国矢野庄の西方については貞和二年（三三四）の栗林の検注取帳が伝わっており、栗林も百姓の所持する面積が百姓名別にきちんと検注されています。こういう帳簿の残っている事例は非常に少ないのですが、栗林についても検注取帳が独自に作成され、何町何段にまとめて目録にし、生栗と搗栗が段別に地子の形で賦課されています。しかし栗林は決して栗

をとっただけではなく、まちがいなく材木に使われていました。

平安時代前期の『三代実録』貞観八年（八六六）正月二〇日条によると、常陸の鹿島神宮の二〇年に一回の造営が行われるさい、その用材を、それまでは常陸北部の那珂郡の山奥から伐つて持ってきていたけれども、非常に手間や費用がかかるので、宮のそばの空き地に、これまで用材として用いてきた栗、成長が早くてもよい木材のとれる栗を五七〇〇本ぐらい植えることにしています。それと一緒に榎を植えているのですが、国史大系本では「三四本」となっており、校注者は頭注で「万脱」としています。もしそうだとすると、三四万本の杉を植えたということになります。別の本では四万本となっているのです。いずれにせよ、三四本は少なすぎると思いますが、栗五七〇〇本を植えていることはまちがいありません。

つまり意識的に栗林は造林されているわけです。縄文時代の三内丸山遺跡で栗が栽培されているという話を聞いて、私も栗を調べる気になったのですが、一般的に栗林はどのように面積を検注されていることはまちがいありません。しかし考えてみると私は百姓が自分の家をどのように

つくったかについて本気で勉強していませんでした。衣料についても何を着ていたかを真剣に考えなかったのと同じように、百姓がどのように家をつくったか、そのときどのような材木を使っていたか、どこまで百姓がやって、どこから専門の番匠がやったのかなど、中世についてはまだわからないことが多いのです。江戸時代についてはわかっていると思いますが、栗林からとれる栗材が、百姓の家をつくるときの用材の一部にされたことは、まずまちがいないと思います。そして百姓は自分で家をつくったのだと思います。

さらに柿についてですが、柿もその本数が検注されているのです。阿氏河荘では、「所當柿柒拾連」のように、一本について一連の柿が税として賦課されています。これは柿の果実、干柿でしょうが、それだけでなく、柿からは柿渋をとり、渋をいろいろな形で利用していると思います。

実際、柿については天皇家、摂関家、伊勢神宮は美濃、近江、尾張に柿御園という直轄の果樹園を設定しており、当時の社会の中で、ふつうの人の生活にとって柿の持つ意味は決してそれほど小さいものではないはずなのですが、柿についての研究は、恐らく一つもないのではないでしょう

か。ただ、民俗学の研究として今井敬潤さんの『柿の民俗誌』（現代創造社、一九九〇年）という本がありますが、十分研究の価値のある問題であるにも拘わらず中世の分野では盲点になったままです。

これに、海の生業、漁労、採藻や塩、海運などを加えて考えてみますと、日本列島の社会には古くから非常に多様な生業を営む人々があり、海川を通じて活発な交易をしていたと考えられます。私は、自給自足の経済など、縄文時代から存在しないので、これは人間が頭の中でつくり出した一種の虚像でしかないと思います。最近の発掘を見ても、縄文時代から塩は明らかに交易を目的にしていますと、縄文時代から黒曜石も最初から交易を目標にしている形跡があるといわれています。そうだとすると縄文時代の社会は交易を前提にしなければ、成り立たないことになります。

また金融についても、古代から行われている出挙は金融の原型で、きわめて古くから見ることができそうです。とするに資本主義をどう規定すべきかは大きな問題ですが、少なくとも商品、貨幣、資本は非常に古く、おそくとも古代からは十分に考えられることになりそうですし、その問題は原始

社会までさかのぼり、人間の本质にかかわりを持つ問題として考えてみる必要があるのではないかと思います。そこで、中世の流通についてふれておきたいと思えます。

いままでのべましたように、中世の荘園・公領は多様な生業を営んでいる百姓が生活をしている舞台ですから、それを管理する荘官、地頭・預所の代官による現地の管理の仕方、いままで我々が考えてきたように、在地領主が自分の館を中心にして直営地を経営し、武力を背景にして周辺の百姓たちを抑えつけて、地代を取奪したという図式ではとうていとらえられない方式で行われています。それについて、建武元年（一二三三）の「備中国新見荘東方地頭方損亡検見并納帳」に即して考えてみたいと思えます。倉敷に流れ込んでいる高梁川をさかのぼると、新見という町があり、その町が新見荘の一番南で、この荘はそれから伯耆、出雲との国境にまで及ぶ広い荘園で、その半分より少ない部分が東方、地頭方になっています。この文書はさらにその半分の元弘三年（一二三三）の決算書です。

これは四通の文書を一卷にしていますが、全長二三メートルをこえるきわめて長い文書で、建武元年に代官の一人尊余が作成して東寺に送ったものです。

まず代官は田地と畠地についてその状況を書き上げています。新見荘には田地、里畠、山畠という三つの地種があり、「宗道名分」となっているように、かつて宗道という百姓が請け負っていた単位、名の定田について、この年の損田と得田を計上し、畠地についても同じく損畠と得畠を計上しています。里畠、山畠からは雑穀、蕎麦・大豆・粟が納められています。このように、一人一人の百姓ごとにこの年の田畠の損得の状況の確定をしていきます。

つぎの「重行名分」から後には、百姓名が一二名あり、さらにその年々に請負人がかわる散田百姓が三九人おりますが、その一人一人についてこういう損得の確定をしているので、この部分が非常に長く、文書のほとんどがこの部分で占められているといってもよいと思えます。若いころ、私はこの部分だけしか調べませんでした。なんといても田畠が大事と思っていましたので、百姓の土地所有について表をつくり、損田畠と得田畠の状況を一生懸命に調べました。しかし、そのあとの記載にはほとんど注意しなかったのです。

結局、代官は、まず田地については最終的に、百姓名分の定田捌丁余、散田分の定田伍丁余について損田と得田を

確定し、納分として決まった米伍拾四石四斗二合、それに交分という耇斗別七合の付加税を加えて、五十八石式斗耇升という額を算出した上で、そこから、必要経費を除去します。

年貢を百姓が倉に納めてきたときを御倉付といいますが、このとき百姓に酒を出します。酒宴を開くのですが、そのときの酒にするための米、そのときの食事の米として式斗の米が除去されます。また代官は正月二日に百姓と一緒に酒を飲む宴会を催しますが、そのときの清酒析、白酒析、餅析、飯析として、かなりの量の米が必要経費として除かれます。このように、百姓と代官はよく一緒に飲んでいるわけで、その酒宴に必要な米は交際費として年貢から除去できるのです。こうした長年の伝統があることがこれでよくわかります。その次に、正月八日に、弓の事という神事があるのですが、そのときにも百姓と酒を飲みます。そのための白酒析、つまりどぶろくをつくる米も必要経費として落とせるのです。

次に「六呂師并塗師食物四郎請取之」とありますが、これは轆轤師と塗師を現地で雇って、地頭の寺家（東寺）の命令で漆器をつくらせたときの食物で、四郎は現地に下っ

ている寺の使です。

次に「国司上御使入部之時、雑事下行之」とありますが、その内訳を書いた「国司入部雑事注文」という文書が添付されています。国司が荘に入ってくると、これは外部から来る大事な客人であり、もし難癖でもつけられると大変なことになりますので、こういう客が来たときには大切にもてなして、何事もなしに出ていただくのが代官としては最も無難なのです。そのために六斗六升四合もの米を支出をしているのですが、その内訳をここでふれておきますと、国司は八三人もの人数をつれて荘に入ってきました。馬に乗っている人が二人、徒歩の人が六二人で、この人たちの食料と、馬に食べさせる飼料のために米をこれだけ支出をしたわけです。大豆の決算でもやはり馬の飼料として豆も支出していることがわかります。

酒も朝夕出しており、その代金や兎や鳥、スルメを市場で買ったときの代金を銭の収入の中から支出しています。山奥の新見荘でもこのころすでにスルメが買えたのです。また大根や大魚——多分海の魚も買って着にしています。

このスルメや大魚は多分、日本海から川を遡って新見の市庭に入ってきたでしょう。それにおみやげとして参貫文

で多分衣料品を買っていますが、これらはすべて必要経費として米・豆・銭の収入から落としており、年貢には出す必要がありません。こうした接待をやりすぎると代官は罷免されますが、適切ならば合法的で、不正のないことを明らかにするため、代官は明細書を添付しているわけです。さて、米の収入に戻りますと、この国司接待の六斗六升四合を引いたあとは、水田の用水施設の維持のために恒常的に必要な井桁を支出し、最後に、代官の収入として拾石を取ります。これらを除いて残った四十参石九斗式升四合の米を四斗俵に入れ、俵にして、まず百九俵余を一月二三日に新見荘の市庭で、和市——そのときの相場、俵別三百九十五文で寺から下っている使者と一緒に売っており、残りの六十俵は、一二月三日に、そのときの相場四百四文で売っています。

二升四合のような細かい数字がでてきますが、これは計算上の数字で、決して四合まで量って売っているのではないと思いますが、重大なことは新見の市庭で相場がすでにこの時点でたっている点です。どういう範囲にこうした相場がたっているのかは私にもわかりませんが、市庭では確実にそのときどきの和市、相場がたっています。

伊予の弓削島荘の有名な史料で、鎌倉末期の代官の弁房は、東寺に送らなければならぬ塩を、手元においておいて、道後の市庭では安く塩が買えるので、百姓に買いに行かせてそれを寺に送り、塩の値段が高くなったとき、弓削島で年貢としてとった塩を売り、差額分を懐に入れるということをやっています。どうしてこういう相場の高低の情報を代官がつかんでいるのか、考えなければならぬ問題がたくさんありますが、ともあれ一四世紀の初めの備中の山奥の市庭で相場がたっていることを確認しておきたいと思うのです。

次は、里島、山島からとれた雑穀の収入について、まず大豆拾捌石四斗九合五勺の決算をします。参斗の大豆を正月の節、さきほど言った百姓と正月に酒を飲むときの肴にする「唐布」、豆腐をつくるために支出します。このことがわかったのは、ごく最近で、最初は何故大豆で唐の布なのだろうと思っていたのですが、「何だ豆腐だ」と思ったから俄然うれしくなりました。この時代早くも百姓は大豆で豆腐をつくり、酒の肴に豆腐を食べているわけです。私は豆腐が大好きなので、この伝統は古いと安心したのですが、それはともあれ、豆腐をつくる大豆を必要経費として

引いています。

それに国司の入ってきたときの馬の豆、代官の得分を差し引き、残った大豆は一月二三日に俵別式百卅五文の和市で売り、一二月三日にも売っています。

次に粟、蕎麦をそれぞれ同じ手続きで売りますが、これらを見ますと、三日の日に穀物市場が立つということがよくわかります。新見の穀物市場は三日市だったと推測できません。多分これは商品別の市場で、すべての商品の市庭が三日市だったとは言えないと私は思います。

こうして市庭で売却した米の分の錢として肆拾参貫漆百漆拾文が、畠については、大豆・粟・蕎麦の全部を合わせて雑穀代拾捌貫肆百漆拾捌文が計上されます。

それを、代官は「年貢米雑穀代等用途結解散用状」という最終的な錢についての決算書に、米代分、雑穀代分としてまとめて転記しています。

次に高瀬村錢弁并損亡検見帳がありますが、高瀬村は鉄を年貢としていた吉野村のことで、この時期には百姓が鉄を売って錢にかえてしまっているのです、田地に錢が賦課されるという形になっています。本来は田地に鉄が賦課されていたのに、鉄が現地の市庭で商人に売られて錢にかえら

れているため、錢で取ることになっています。この分についてもかなり細かく計上してあるのですが、最終的に高瀬村の年貢錢は陸拾捌貫捌佰陸拾文で、これも決算書に記入されています。

注意していただきたいのは鉄を生産している高瀬村の年貢錢のほうが、米や雑穀の代錢よりも多いことです。この莊園から期待されていたのが、一つには鉄であったことが、これで推測できます。決して田畠の莊園としてだけ支配者はこの莊を見ていたわけではないのです。

次が桑代錢で、桑代も錢に代っており老貫参百五文、次に百姓等弓事錢が老貫文。さらに歳玉の昏は現物で正月に百姓が代官のところに持ってきます。百姓がお歳玉に昏を持ってくると「まあ一杯飲め」というわけでみなで酒宴をやるという状況が目には浮かびますが、錢についてはいずれも決算書に書きあげています。

次に市庭在家後地用途事とありますが、ここに新見莊の市庭の在家が書きあげられ、一間ごとの税金が記されています。こういう在家の調査は都市に対する検注の方式と見ることができません。ここでは田畠は一切関係なしに在家だけが検注されているのです。街村の形態をとった都市で一

四軒の在家のうち、屋敷はすべて一〇代で、均等になっており、間口が同じ広さのうなぎの寝床のような屋敷が並んでおり、その後ろに畠地があり、そこにも若干の税金がかかっているのだと思います。ここにはわずかに一四軒しかありませんが、これは東方の半分ですから、少なくともその倍以上の在家があったと思います。

そのうえに、「但依商人多少、毎年用途足不同也」として、壹貫貳百文が計上されていますが、これは、在家に賦課された公事だけではなく、商人がたくさん来るとその店から税金が取れるわけです。「紺借屋并座役銭」ともありますがこういう借屋や座があり、外部から商人がきて自由にそこで商品を売っていたことも、これでよくわかります。

別の史料で「保頭」という人が二人いたことがわかります。保というのは京や鎌倉のような都市の単位ですから、新見荘の地頭方市庭は間違いなく都市になっていたと見てよいと思います。この市庭都市への税金が参貫六百文ですが、この転記をまちがって代官は参貫文としか書いていません。参貫六百文が本当です。

次の段別銭ですが、地頭は田地段別五升の加徴米の徴収

権を持っており、それがすべて銭に換算され段別銭として賦課されているのです。次に、栗林があり、この地子粟も銭に代っています。ごくわずかです。こうして惣都合銭 佰伍拾貳貫 佰漆拾参文が決算書、散用状にまとめられますが、これが収入の部です。

そして「除」以下が支出の部になります。これ以前に代官は利銭を借りて、年貢の納期前に銭を都に送っています。その内訳がこの「月充銭結解状」です。肆拾貳貫参百文について「月充利銭方之下行之、結解状、別昏備之」とあるのがこれで、別の書類として添付したのですが、それによると代官はすでに三月、五月、七月に拾貫文ずつ京都に銭を送っているのです。

これを「来納」といって、荘園の支配者は年貢の納期以前に現地から一部の年貢を送らせることがあります。しかしこれは事前に借りるので、当然利息を払わなければなりません。現地で代官は実際に金を借りて納めていると思います。ともあれ拾貫文を送っているのですが、その送り賃、夫賃として伍百文、それに一〇月が決済の月になっただけなので、三月から一〇月までの八カ月分の利息がつきますので、全部合わせて三月は一五貫余になり、五月

は一四貫余になり、七月は一二貫余になっています。月利一〇〇文別六文、月利六分で六文子といいますが、そうした利息つきを借りて納めているわけです。

ただ、最初この史料を見たときに、私は伍百文という夫賃がいつでも同じであることと、すべて拾貫文を送っていることを不思議に思ったのですが、別の文書でこの拾貫文は現銭ではなく割符という手形で送られていることがはっきりわかりました。

この代官は現地で手形、為替を手に入れて、それを京都に送っているのです。その場合の送料が、一〇貫文について五〇〇文ということも決まっています。するとこういふ形の送金方法がすでに完全に軌道に乗っていると考えるてよいと思えます。一度だけ夫賃が六〇〇文に上がることもありませんが、一〇貫文別五〇〇文が備中の山奥から京都に手形を送るときの標準的な手数料ということになるかと思えます。

最近、桜井英治さんが『日本中世の経済構造』（岩波書店、一九九六年）というたいへん興味深い著書を出されました。その中に「割符について」という論文があります。一五世紀になれば桜井さんは割符が事実上流通してお

り、振出人と受取人がランダムでも一〇貫文の手形そのものが紙幣と同じような形で流通していることを、みごとに証明されています。それが一四世紀までさかのぼることは十分考えうることでないかと私は思うので、こうした信用経済が軌道にのっていることを我々は念頭に置いておかななくてはなりません。

さきほどの決算書を見ますと、代官は二〇貫文を京都に送っていますが、このときだけ夫賃が一〇貫文別六〇〇文になっております。恐らく戦乱のせいでしょう。しかし、次に五〇貫文を送ったときは夫賃は五〇〇文で割符を二枚あるいは五枚送っているので、それを京都で両替屋に持つていけば現銭化できるのです。

これは京都に送った分ですが、現地で支出した必要経費として、諏訪の祭のときの二〇〇文、百姓が年貢を納めた御倉付のときの酒代一五〇文、先ほどもふれました四郎という寺の使いが、現地で漆を使って漆器をつくらせているときの費用として尅貫四百文、さらに尅貫四八〇文は、国司の接待費、国司への引出物として参貫文、さらに正月二日に百姓と、酒肴で酒を飲んだときの交際費尅貫文を引いて、最後に残った式拾九貫拾五文を、端数が出ています

が、やはり手形の形にして京都に送り、これで代官の決算は終わるわけです。この代官はちょっと計算違いをしており、本当はこの計算ミスは東寺の供僧が監査をしたときチェックされるはずなのですが、この帳簿は監査されることなく、東寺の手元に残ったのです。というのは、この翌々年、建武政府が倒壊し、新見荘地頭方は東寺の所領ではなくなってしまう。ですから、監査をしても無駄になったのですが、この文書を東寺が持っていることは、やがて機会があつて地頭方の復活を政府に要求するとき、非常によい証拠になるので大事に保存しておいたのだろうと思ふのです。その意味で実に稀有の史料であり、こういう史料が残ることは本当に珍しいのです。

しかし、これがこのごろの代官の年間の業務なのですね。二三メートル以上にも及ぶ決算書を書いて、租税の取り立てをやっているのですが、そのためには百姓と酒を飲んでつきあわなければいけなし、外から大事な客が来たらもてなして無事に帰さなければいけなし。また手形を現地で入手するためには商人とのつきあいもしなければなりません。税金を取るといふことはこれほどたいへんなものかという感じもしないわけではないような経営をやつてい

るわけで、こういうことをしているのが、「泣く子と地頭もだまる」というあの地頭の代官なのです。我々がこれまで地頭に対して持つていたイメージと、あたかも経営者のごとき風貌を持つこの代官のイメージの差異を通じて、従来の封建社会論の再検討をすすめるにはなりません。

この史料に気がついたのでく最近のことであり、あらためて読んでみて、正直なところおどろいてしまったのが本当なのですが、一三世紀後半以降の代官はみなこのようなことをやつており、社会全体をみても、手形が流通するだけの信用経済の成り立つ地盤と、各地域の市庭で相場がたつだけの流通経済がすでに一三世紀後半、鎌倉末期の日本の社会に確実にできあがっているのです。

現在でも江戸時代のはじめまでに兵農分離、商農分離によつて農村は自給自足になったという記述が、いまだに教科書に残っているのを見かけますが、私もかつてはそう教えていたことがあるので、とんでもない間違いを教えてくださいましたという後悔が大変強いのです。

もう一通の文書は同じ新見荘の、一四〇一年、応永八年、一五世紀最初の年の代官の一年間の銭の支出「所下」です。米の支出もあると思うのですが、これは「銭所下」

となっており、銭の毎日の支出を書いた、日計簿のようなものですが、ゆつくりみると大変に面白い史料です。

新見荘の市場で何が売られているかがこれでよくわかるのですが、まず代官は日用品を買っています。茶を壺斤、四〇文で買い、麦八升を五〇文で買っています。

また、「太郎三郎粮物」「孫三郎さとへ粮物」のように代官があちこちに派遣した使いの交通費を支出しています。それから「せがきに入」などとあるように、荘園の中で行われるいろいろな行事、仏事神事に必要な費用を支出しています。また「山ときとのゝ時」とありますが、「山とき」というのは山戸木という人の名字で、「時」というのは「おときのお膳」などという「時」で食事なのです。「同とのゝ時さけ・さかな」のようにこのあたりの有力者新見氏の一族山戸木氏と一緒に酒を飲んだときの費用ですが、この「時」が実に多いのです。この代官は少し接待をやります。

すこし先のほうにも「山ときどの・ミやたどの時さけ」、さらにもうすこしあとのところに「さけいちハにて」「たぬき・さけ、いちハにて」「さけいちハにて」「平岡殿いちハにて、さけ・さかな」「いちハにて、たうふ・こうお」

「いちハにて、たきぎ」などと出てきますが、代官は市場で「平岡殿」などいろいろな人を招待し、接待して酒を飲んでいくわけですね。

そのときの肴に「狸」がなっています。狸汁は本当はこの時代、酒の肴になつていたので、「隠狸」という狂言があり、客をよぶときの酒宴の肴に狸汁を出すので狸を買ってこいと主にいわれた下人が、自分がつかまえた狸を市庭に持って行って、高値で売ろうとしていたところ、下人の後をつけてきた主人が、市庭で下人が狸を売ろう売ろうと言っているのを、姿をみせて下人に買うはずじゃなかったのかという。そして、下人に白状させるために市庭で酒を飲ませているのです。この代官はその主人とまさしく同じことをやっているわけです。

新見の市庭は都市なので、私はこれは市庭都市の飲み屋だと考えています。酒屋は都市には一番早く店ができる職業であり、鎌倉末期、尾道の対岸の向島の歌島には酒屋が何軒もあり、全く土地を持っていないで金融をやったりしています。酒屋は酒をつかって売るだけではなくて、飲み屋になつているケースもあり得ると思います。豆腐もさかんに買っていますが、昆布も市庭で買っています

から、一五世紀のはじめには、北の産物の昆布は備中の山の中で自由で買える状況になっていることがわかります。

そのくらい、日本列島の中で物と人の動き、流通は極めて活発だったということを十分にご理解いただきたいと思うので、こういう状況は戦乱を超えて近世社会までうけつがれています。もちろん戦国の動乱により、こうした経済活動に支障を来す一面があったことも考えられますが、

しかし、これだけ高度に発達した経済社会が戦国の動乱でついで去るはずはないので、江戸時代にはさらに高い水準の経済に発展していったことは、確実だと私は考えます。

石高制は決して現物経済に戻ったわけではありません。秀村選三先生がお書きになっていらつしやいますが、米は貨幣と同じで、いままで銭高、貫高だったのを一石一貫の換算で石高に簡単に変えられているケースも江戸初期にたくさんみられます。石高制は現物経済への復帰などではなく、江戸時代の経済が本当のところどうだったのかをこれまでの先入観をすてて研究してみる必要があります。

最近岩波書店から出ましたシリーズの『日本経済史』は近代経済学の先端の方々が書いておられますが、それでもどうもよくわからないところがあります。これまで兵農分

離、商農分離といわれていますが、これは士百分離、武士と百姓の分離、町百分離、町人と百姓の分離であり、百姓の中にたくさん商人や職人がいるのですから、それを農と表現した結果、とんでもない誤解を我々はしてきたのではないかと思えます。この点を考え直してみると、江戸時代前期の経済水準は相当高度なものであったに相違ありません。

聞きかじりですが、米の先物取引が早くから日本では堂島の米市場で行われており、世界で一番早いという話を聞いたことがあります。そのくらいのことを十分行い得るだけの経済的な水準を持っていたと考えたほうがよいと思うのです。

もう一つは、江戸時代三〇〇年の間にそれはさらに成熟していったに相違ないという点です。すべてが順調に成長したなどとは申しません。もちろんいろいろな波があり、産業の盛衰があったに違いないのですが、たとえば百姓の生業である織物、養蚕をはじめとする多様な手工業の技術が、中世のレベルのままであったはずはなく、江戸時代になれば、さらに特化して分業化が進み、技術も発展したに相違ありません。

ですから明治以降、近代的な欧米の技術が入ってくる前の日本の社会の技術のレベルは最近の研究ではかなり評価されつつあるようですが、かなり高度だったのではないかと思います。そう考えないと理解できないことがたくさんあるのではないかと思うので、そうなってくると、明治政府のリーダーのやってきたことは、一体なんだったのかということになります。

戸籍で海の民、山の民、商人、職人を全部「農」と表現し、江戸時代の社会を、「工」が四％しかない産業の未発達な農業社会、「士農工商」の身分制に選ばれた封建社会と言いまくって、近代的な技術を積極的に取り入れて、「富国強兵」をしなくては立ち遅れると強調する一方で、日本は孤立した島国だからその中で自給自足をしななければならないということを国民の頭に刷り込んで、侵略戦争の道に我々を引きずり込んだあのリーダーたちは一体何をやったのかということ、先入見をすてて功罪の両方を徹底的に考え直す必要があるのではないか、などと最近は考えています。

いづれにせよ、我々は百姓の知恵を再評価する必要があります。百姓は決してそれほど貧しくおろかだったわけ

はありません。少なくともこれまで考えられていたように「生きぬよう、死なぬよう」、全余剰労働を搾取されたみじめな状況ではないので、これは虚像以外の何ものでもないのではないかと私はこのごろ考えるに至っております。まだいろいろと申し上げたいこと、教えていただきたいこともあります。以上で終わりにいたします。

(あみの よしひこ・歴史研究者)

〔編集委員会注記〕 本稿は一九九七年九月二七日、大阪経済大学で行われた第一〇回経済史研究会の講演内容である。